当期において募集又は私募の実績がなくとも、過去に募集又は私募を行った同号に係るみなし有価証券で、存続期間の終期が当期以降に設定されているものについては、当該みなし有価証券についても記載すること。

2　本表は当期末を基準時として作成すること。ファンド（法第２条第２項第６号に係るみなし有価証券を有する者から出資又は拠出を受けた資産をいう。以下この注意事項において同じ。）の計算期間と移行期間特例業務の届出を行った者の事業年度が異なる場合には、当期末以前の直近の計算期間末を基準時として記載すること。

3　「出資対象事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。

4　「出資対象事業持分の種別」の欄には、外国の法令に基づく権利であって、「民法上の組合契約」、「匿名組合契約」、「投資事業有限責任組合契約」、「有限責任事業組合契約」、「社団法人の社員権」又は「その他の権利」に類するものの別について記載すること。また、「その他の権利」に類するものにあっては、具体的にその内容を記載すること。なお、その準拠法の名称及び主な内容を記載すること。

5　「運用・募集・私募の別」の欄には、当期末時点において法附則第３条の３第５項第１号ハに掲げる行為に係る業務を行っている場合は「運用」と記載すること。当該業務に加えて、当期において同項第２号ハに掲げる行為に係る業務のうち募集に係る業務を行った場合は「運用・募集」と、同号ハに掲げる行為に係る業務のうち私募に係る業務を行った場合は「運用・私募」と記載すること。

6　「出資金払込口座の所在地」の欄には、顧客が出資金を払い込む口座の所在する国又は地域の名称を記載すること。

7　「資金の流れ」の欄には、ファンドに係る送金若しくは送付又は管理若しくは保管を行う者の商号又は名称及び役割を記載すること。

8　「主な出資者の種別」の欄には、「外国法人」、「外国人等」、「金融商品取引業者等」、「事業法人等」、又は「その他」の種別ごとに合計した出資額について、総出資額に占める割合が大きい順に上位３位の種別について記載すること。ただし、総出資額に占める割合が百分の五以下である場合には記載を要しない。

なお、出資者の種別の定義は以下のとおりとする（９において同じ。）。

「外国法人」

法附則第３条の３第６項第１号に掲げる外国法人をいう。

「外国人等」

法附則第３条の３第６項第１号に掲げる外国に住所を有する個人、令附則第12項第１号若しくは第２号に掲げる者又は附則第64条第１項第４号若しくは第５号に掲げる者をいう。

「金融商品取引業者等」

附則第64条第２項に規定する者をいう。

「事業法人等」

令附則第12項第３号に掲げる者又は附則第64条第１項第１号に掲げる者をいう。

「その他」

上記の種別のいずれにも該当しない者をいう。